

石川県公報

令和4年5月24日(火曜日)

号 外

(第47号)

目 次

規 則	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (厚生政策課)	1

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和二十八年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式中

「生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について(照会)
あなたの にあたる さん(住所)は生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。」

「生活保護法による保護の決定に伴う扶養の可否について(照会)
あなたの にあたる さん(住所)は生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記第二十二号様式の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

